

建 政 - 1480  
令和4年11月21日

各建設業関係団体の長 様  
各建設関連業団体の長 様

秋田県建設部長  
(公印省略)

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の  
開始に向けた周知等について（依頼）

県建設行政の推進については、日頃格別の御厚情を賜りお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から始まる消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、総務省等から周知依頼がありましたので、次の内容について、貴会会員に周知していただきますようお願いいたします。

また、会員向け説明会に国税庁職員を講師として派遣すること、あるいは会員向け広報紙へインボイス関係の記事を寄稿することができるそうですので、講師派遣又は記事掲載を希望する場合は、下記担当者あてお知らせください。

【会員への周知依頼事項】

1. インボイス発行事業者の早期登録について

令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるためには原則として令和5年3月末までに登録申請を行う必要がありますが、インボイス発行事業者の登録申請件数の増加のペースが早まっていることから、現時点で登録を予定している事業者におかれましては、できるだけ早期に登録申請をしてください。

2. 免罪事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aについて

免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法、独占禁止法、下請法及び建設業法といった関係法令に基づいて「免罪事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」が取りまとめられて公表されているので、内容を確認の上、関係法令を遵守するようにしてください。

担当：建設政策課

建設業班 佐々木

TEL. 018-860-2425

